

浪江町 夜間交通手段確保支援事業補助金について

令和8年度の主な変更点についてご案内します。

この補助金は、夜間（19時～24時）における町民の利便性向上並びに夜間営業を行う町内事業者の経済活動の安定化を図るため、夜間の町民移動サービスを提供する事業者に対し、その事業に係る経費について補助するものです。

主な変更点



ホームページURL

<https://www.town.namie.fukushima.jp/shiki/7/42272.html>

様式の改定・添付書類の変更

- 新様式はホームページに掲載するほか、産業振興課窓口でも配布いたします

補助対象経費の変更

- 補助対象のうち、車両購入は新規事業者のみの適用となりました。
- 対象経費に任意保険料が追加されました。

運行報告が必要になりました

- 毎月の運行実績について、町への報告が必要になりました。

夜間交通補助は令和8年度で終了です

- この補助金は令和8年度末で終了となる見込みです。
- 町内事業者が活用できるその他の補助金については、ホームページをご確認ください。

その他詳細な改正内容については改正要綱をご確認ください。

交付申請

1年間に必要な補助金額を算定するものです。

4月1日付で補助金を適用するには、**4月30日まで**に申請が必要です。
4月1日以降新たに開業した場合は開業日の14日前までに申請してください。

■提出書類

交付申請書(様式第1号)、営業するために必要な許可書等の写し、対象経費ごとの必要書類

運行報告

毎月運行報告が必要です。

翌月10日まで（3月分は3月31日まで）に提出してください。

■提出書類

運行実績報告書(様式第5号)

実績報告

事業完了後に実績報告が必要です。

対象経費ごとに支払明細や検針票など証拠となる資料が必要です。

■提出書類

実績報告書(様式第6号)、町税等の未納がないことの証明書、対象経費ごとの必要書類



区分	補助対象経費	補助率	上限額
(1)賃借料	事業用に供する土地及び事務所に係る賃借料	10/10	1月5万円
(2)資格取得経費	事業者が負担した、年度内に資格取得する従業員の普通自動車第二種免許取得に係る経費	1/2	1名につき15万円
(3)燃料費	事業に要する車両に給油(充填)した燃料費	10/10	
(4)任意保険料	事業用に供する車両を補償するために係る任意保険料(自動車保険料)	10/10	1台につき1月1万円
(5)広報に係る経費	事業の周知・広報に要する経費	10/10	
(6)車両購入費	※新規創業の場合のみ 事業に供する車両の購入費2台まで	10/10	1台につき50万円
年間200万円まで			



補助金情報 中小企業支援サイト
補助金や支援等のサポートを
ご案内しております。



ご注意ください

各書類の申請者欄には、法人の場合は法人名を、個人の場合は代表者氏名をご記入ください。
申請書の記載内容は光熱水費の契約内容と矛盾のないようにしてください。

書類の提出期限を厳守してください。期限に遅れた場合は、補助金の交付ができない場合があります。

この補助金を活用して取得した物品には、財産の処分の制限があります。

この補助金を受ける場合は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の証拠書類を整備し、補助事業の完了した会計年度から5年間の保存が必要です。



【問合せ】浪江町役場
産業振興課 商工労働係

電話

0240-34-0247 (平日8:30～17:00)

メール

namie15010@town.namie.lg.jp